

契約書内手数料表記、返金表記について

第1条(紹介手数料)

甲（クライアント）が乙（ネットスターズ）から紹介され、甲が依頼した職位・職務条件等の人材求人情報に基づき、乙は、該当する候補人材を求め、その該当者（以下「丙」という）を採用することを決定し、一部例外を除き、丙が甲に入社した時点で発生する紹介手数料は、丙 1 人あたり30万円（消費税別）とする。但し、特別な事情により支払時期を変更する必要がある場合は、甲乙双方の協議により別途定めるものとする。

第2条(紹介手数料の返金規定)

紹介手数料の返金規定は、原則下記で規定する。

- ・入社後2週間以内に退職した場合：紹介料の100%を返金する。
- ・入社後3カ月以内に退職した場合：紹介料の50%を返金する。
- ・入社後6か月以内に退職した場合：紹介料の25%を返金する。
- ・入社後6か月以降に退職した場合：紹介料の返金はない。